

# 自助・共助・公助の役割

## 改訂にあたつて

この度発行した松伏町地震・洪水ハザードマップ(令和3年度版)は、平成21年3月に発行した松伏町地震・洪水ハザードマップから、主に次の内容について改訂を行いました。

### 【主な改訂事項】

#### ●地震

埼玉県が東日本大震災を踏まえ、首都直下地震に備えた新たな被害想定として平成24・25年度に公表した「埼玉県地震被害想定調査」を反映しました。

#### ●洪水

水防法の改正に伴い、想定し得る最大規模の降雨にて指定された浸水想定区域図を反映しました。

・利根川(国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所・利根川下流河川事務所:平成29年7月)

・江戸川、中川(国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所:平成29年7月)

・荒川(国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所:平成28年5月)

・中川、元荒川、大落古利根川、新方川(埼玉県:令和2年5月)

#### ●土砂災害

土砂災害(特別)警戒区域指定箇所(埼玉県:平成28年10月)を反映しました。

#### ●内水

町、消防機関等の現地調査や町民の皆さんからの情報提供に基づき、近年の浸水実績を表示したもので

#### ●記事情報など

避難情報、立ち退き避難や屋内安全確保などの避難に関する事例、感染症対策など、新たな防災に関する記事を掲載しました。

あらためて内容をご確認いただき、各家庭や事業所での防災対策をご活用ください。

## もくじ

自助・共助・公助の役割	1
松伏町の避難先	2
<b>地震編</b>	
松伏町の地震について	4
地震から身を守る	6
地震に備える	8
地震ハザードマップ	
揺れやすさ	10
建物倒壊危険度	12
液状化可能性	14
震度とゆれの状況	15
<b>洪水編</b>	
松伏町の洪水について	16
洪水時の防災情報と避難行動	18
洪水に備える	20

<b>洪水ハザードマップ</b>	
松伏町周辺浸水エリア(対象河川合成版)	22
利根川(北部)	24
利根川(南部)	26
江戸川(北部)	28
江戸川(南部)	30
中川	32
荒川	33
大落古利根川	34
元荒川・新方川	35
浸水想定シミュレーション	36
浸水継続時間	37
<b>総合編</b>	
物資の蓄え	38
情報の入手・連絡方法	40
避難生活	42
問合せ・連絡先	44
マイ・タイムライン(私の避難行動予定)で 安全避難	45

発行年月 令和3年7月  
発行 松伏町総務課  
松伏町大字松伏2424番地  
電話 048-991-2711(代表)  
048-991-1895(直通)  
FAX 048-991-7681

地図調製・印刷 (株)中央ジオマチックス

測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 143

松伏町をはじめとする行政機関は、災害の発生に備えて、さまざまな防災対策を実施しています。しかし、災害への備え、そして災害発生時には、町民の皆さんや地域の人びとの協力も欠かせません。

## ▼相互協力による防災・減災

大規模な災害の発生直後は、全ての現場に公的機関が迅速に救助に駆けつけることは難しいと考えられています。

過去の災害の教訓からも、被災したらまず自分で自分の命を守り(自助)、その後地域の人たちと助け合いながら被害を軽減し(共助)、3日間は自分たちで生き抜いて、行政機関・消防・警察等の支援(公助)を待つことが望ましいとされています。

### ●自助のために…家族で話し合いましょう

普段から災害時のお互いの連絡方法や避難場所、備蓄品等について確認しておきましょう。また、避難経路は実際に歩いて確認しておきましょう。

### ●共助のために…ご近所付き合いを大切にしましょう

大災害では地域の助け合いが生死を分けます。普段から、ご近所付き合いを大切にしましょう。



### 自主防災組織をつくりませんか

自主防災組織は、自治会や住民同士で日常的に防災・減災活動に取り組む組織で、「共助」の要となるものです。

地震・風水害・火災などの大規模な災害が発生した場合には、町や消防署・防災機関だけでは対応しきれないおそれがあります。そのような事態で被害の拡大を防止・軽減するには「むこう三軒両隣」の気持ちで行う、地域住民による初期の防災活動が最も効果的です。

松伏町では、自主防災組織への防災資機材の貸与、運営補助金の支給を行っています。組織の創設や支援については、総務課 庶務防災担当へご相談ください。

### 【問合せ】

総務課 庶務防災担当  
電話 048-991-1893・1895 FAX 048-991-7681

### 配慮を必要としている方への支援をお願いします

高齢者や障がいのある方など、災害時に支援を要する方を「要配慮者」といいます。避難するときや避難生活では、皆さんで協力し合いましょう。また、内部障害など、見た目では判断できない配慮が必要な方がいます。ヘルプカード等を所持している方をみかけたら、理解と配慮をおねがいします。

